

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部警務部会計課

- 1 委託業務名 福島小学校前交差点ほか747か所交通信号機、道路標識及び走行管理装置保守業務
- 2 監督員等 交通規制課 藤中 貴美
- 3 設計事務所の工事監理 (有 ・ 無)
- 4 設計図書の閲覧・質疑
提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県 P P I）に添付している。
設計図書に質疑がある場合は、入札公告「2 入札手続き等に関する事項（1）契約条項の閲覧等」における「設計図書等に関する質問書の提出期間」に質問書を提出すること。
なお、設計書（金抜き）に記載してある内容は入札額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。
- 5 注意事項
落札者は免税事業者である場合、ただちに免税事業者届出書を提出すること。
- 6 工程表の提出
工程表は契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。
- 7 内訳書の提出
電子入札時に添付する内訳書については、徳島県入札情報サービス（P P I）に添付の設計書（金抜き）の業務内訳及び科目別内訳の項目に沿って、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名は会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）とすること。
- 8 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
 - （1）受注者は、委託業務の施工に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。
 - （2）受注者は、本委託業務の一部を下請負させた場合、下請負委託業務の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けること。
 - （3）受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じるこ

と。

- (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に委託業務が完成しないと認められた場合は、「総則」第24条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は、発注者に工期延長の請求を行うこと。

9 指名停止期間中の有資格業者との下請契約の禁止

受注者は、本委託業務の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

10 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書という。」）」を以下の通り提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格として技術者の専任配置が求められた委託業務

入札後契約前に契約担当者に提出すること。

- (2) (1) 以外の委託業務

契約締結後、14日（土曜日・日曜日・祝日等を除く。）以内に監督員に提出すること。

なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた公共工事における主任技術者（監理技術者含む）は、開札日以前に受注者と3か月以上の雇用関係があること。

また、選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から14日（土曜日・日曜日・祝日等を除く。）以内に監督員に提出すること。

11 専任の主任技術者の兼務（当面の運用）

受注者は、次の要件を満たす場合には、専任の主任技術者の兼務ができるものとする。ただし、専任の監理技術者には適用できない。

- (1) 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内の2つの委託業務

※請負代金額は問わない。

※徳島県が発注する委託業務以外の委託業務も含む。ただし、県委託業務以外と兼務する場合は、委託業務の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる委託業務又は施工にあたり相互に調整を要する委託業務に限る。

※兼務する他委託業務の契約時期は問わない。

- (2) 受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約締結後14日（土曜日・日

曜日・祝日等を除く。) 以内※1に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

※1「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」と併せて提出

- (3) 受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他委託業務の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

12 現場代理人の兼務（当面の運用）

受注者は、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務ができるものとする。ただし、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、委託業務現場に速やかに向かう等適切に対応するものとする。

- (1) 同一市町村内（※1）又は委託業務間直線距離が10km以内（※2）の3つの委託業務。

※1：平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※2：複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村（※1）の全ての兼務委託業務と他市町村の兼務委託業務との委託業務間直線距離が10km以内となる必要がある。

※3：徳島県が発注する委託業務以外も含む。

- (2) 兼務する他委託業務の契約時期は問わない。
- (3) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の委託業務及び現場代理人の兼務となる他の委託業務の各主任監督員と協議を行う。
- (4) 受注者は、協議の結果、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務届」及び「現場代理人及び主任技術者選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定委託業務の発注者に提出する。
- (5) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとする。

13 施工体制台帳の提出等

- (1) 受注者は、下請契約（警備業者及び運搬業者との契約を含む。）を締結する委託業務については、施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）を自らの責任において作成・保存を行わなければならない。
- (2) 受注者は、施工体制台帳等を委託業務現場に備えなければならない。また、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を委託業務関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
- (3) 受注者は、施工体制台帳等を、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、14日（土曜日・日曜日・祝日等を除く。）以内に監督員に提出しなければならない。ただし、提出日については、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、再下請負通知書を提出しなければならない旨を記載した書面を、委託業務現場の委託業務関係者が見やすい場所に掲示すること。

14 過積載による違法通行防止

元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。

- ・ 積載重量制限を越えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・ さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
- ・ 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・ 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・ 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。

15 不正軽油の使用禁止

- (1) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
- (2) 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

16 図面等資料の取扱いについて

- (1) 電子データにより閲覧可能となった図面等資料については、業務目的以外に使用しないこと。また、第三者（協力会社を含む。）に情報提供しないこと。
- (2) 協力会社に閲覧させる場合は、情報漏洩に細心の注意を払い適正に管理すること。
- (3) 保存（ダウンロード）した電子データ（プリントアウトしたものも含む。）は、入札後速やかに削除（廃棄）すること。